

一般国道477号改築工事（東郷バイパス・大阪府豊能郡能勢町野間稲地地内）、これに伴う町道及び普通河川付替工事並びにこれらに伴う附帯工事に関する事業認定理由

平成15年9月18日に大阪府より申請のあった一般国道477号改築工事（東郷バイパス・大阪府豊能郡能勢町野間稲地地内）、これに伴う町道及び普通河川付替工事並びにこれらに伴う附帯工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業のうち、一般国道477号改築工事（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する工事であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施工により遮断される町道及び河川の従来機能を維持するための町道及び普通河川付替工事（以下「関連工事」という。）は、それぞれ同号に掲げる道路法による道路に関する事業及び同条第2号に掲げる河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が準用される河川その他公共の利害に係る河川に関する事業に該当する。

さらに、附帯工事は、本体工事及び関連工事の施工に際して一時的に必要となる土地の掘削工事であり、本体工事に欠くことができないものであるから、土地収用法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、一般国道477号（以下「本路線」という。）における大阪府豊能郡能勢町野間稲地地内から同府同町地黄地内までの3,000mの区間（以下「本件区間」という）に係る改築事業であるところ、本路線は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業は、改正法附則第3項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められる。

また、道路法第13条第1項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないことから、大阪府が管理を行うものである。

よって、大阪府は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

（1）申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、本路線における安全かつ円滑な交通の確保を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）（以下「令」という。）第3種第3級（山地部）の規格に基づく延長3,000mの2車線のバイパス道路を建設する事業である。

本路線は、三重県四日市市を起点とし、京都府船井郡園部町を經由して大阪府池田市に至る重要な幹線道路であり、同府能勢郡能勢町（以下「当該地域」という。）にあっては、当該地域の東方を縦断する主要幹線道路である。

本件区間に係る現道の本路線（以下「現道」という。）には、当該地域周辺に立地するコンクリートプラントや採石場を往来する工事用車両が多く、沿道には小・中学校、警察署等の公共施設をはじめ、住居、店舗等が連坦しており、大型車が通行するにもかかわらず、6m未満の幅員箇所が大部分を占めており、歩道が未整備であるため、交通事故の発生件数も多く、歩行者や自転車の通行に著しく支障を来している状況にある。

また、現道のうち、約300mにわたり縦断勾配が9%以上の区間を有していることから、車両の通行に支障を来している状況にある。

本件事業の施行により、令で規定する幅員の確保された、線形良好なバイパス道路が整備されることで、大型車をはじめとする現道の通過交通の多くがバイパス道路へ転換することが見込まれることから、本件区間における円滑な自動車交通及び歩行者等の安全な通行の確保に寄与するものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

#### （2）申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、道路幅員や事業区間延長などが小規模であるため、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び大阪府環境影響評価条例（平成10年大阪府条例第3号）の対象事業には該当せず、環境影響評価は実施されていない。また本件事業の計画地である能勢町野間稲地地内付近は、自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）及び大阪府自然環境保全条例（昭和48年条例第2号）に基づき指定された区域が含まれていないことから、自然環境に与える影響は軽微なものであると認められる。

また、本件事業の施工時には、「建設機械に関する技術指針」（平成3年10月8日付建設省経機発第247号）及び「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）に準じ、排出ガス対策型建設機械を使用しており、生活環境に対する影響は軽微であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### （3）代替案の比較について

本件事業の事業計画は、大阪府豊能郡能勢町野間稲地地内を起点とし、同県同郡同町地黄地内の終点にて現道に再び接続する延長3,000mのルートであるが、代替案のルート比較については、起点側の東西が山地で囲まれており、その間に集落がある等地形上の理由から、この申請案のほか、

A 申請案の起点から終点まで、現道を拡幅する延長3,080mのルート（現道拡幅案）

B 申請案の起点から府道茨木能勢線との交差点までの区間の現道を拡幅し、残りの区間は人家連担地域を回避したルートでバイパス道路を建設し、終点部分で現道に再び接続する延長3,110mのルート（一部現道拡幅一部バイパス案）が考えられる。

申請案、現道拡幅案及び一部現道拡幅一部バイパス案の3案について比較すると、現道拡幅案及び一部現道一部バイパス案ともに、申請案のルートより宅地の取得面積が多く、移転の対象となる物件数も多いため、申請案と比べて用地費及び物件移転の補償費の合計額は多額となる。

また現道拡幅案は、地域の住民に与える影響が大きい上、約300mにわたり縦断勾配が9%以上の区間を残すことになり問題が残る。一部現道一部バイパス案においては、工事費、用地・補償費とも最も高価であり、また一部現道拡幅する区間を有するため、地域の住民に与える影響が大きい上、施工性に問題が残る。

一方、申請案は、3案中最短のルートであり、移転物件数が最小であるため、地域の住民に与える影響が少ない上、事業費は最も安価で、施工性においても問題となる事項はない。

以上のように本件区間の改築ルートは社会的条件、経済的条件、技術的条件において申請案が最も合理的な手法であると認められる。

#### （４）比較衡量

（１）で述べた得られる公共の利益と（２）で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が、失われる利益に優越すると認められるとともに、（３）で述べたように、本件事業の事業計画は、代替案と比較して最も合理的な手法であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

### 4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

#### （１）申請事業を早期に施行する必要性

現道は、これまで述べたように幅員狭小かつ線形不良である状況の上、交通事故の発生（平成9年から平成13年までの5年間で23件発生している。）等、円滑な交通が阻害されており、住民生活や地域経済にとって大きな障害となっている。また、能勢町の人口における学童及び高齢者の割合を考慮すると、交通弱者の危険回避に関する抜本的対策が急務となっている。

したがって、本件事業は早期に施行する必要があるものと認められる。

#### （２）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、令等に定める規格に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、本体工事及び関連工事により恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられており、使用の範囲についても本体工事の一部である路側構造物工事の施工のために一時的に必要な掘削用地として必要な範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

#### （３）収用し又は使用する公益上の必要性

以上をかんがみれば、本件事業は土地を収用し又は使用する公益上の必要が

あると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

1から4までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。